（略）	（略）
Tropaeolum L.	ノウゼンハレン属
（略）	（略）
（略）	（略）
Veronicastrum Heist. ex Fabr.	クガイソウ属
（略）	（略）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　名	和　名
（略）		
CLASS 218	（略）	（略）
	（略）	（略）
CLASS 219	Eupatorium L.	ヒヨドリバナ属
	Acanthostyles R. M. King & H. Rob.	アカントスティレス属
	Ageratina Spach	マルバフジバカマ属
	Asplundianthus R. M. King & H. Rob.	アスプルンディアンツス属
	Bartlettina R. M. King & H. Rob.	バルトレッティナ属
	Campuloclinium DC.	カンプロクリニウム属
	Chromolaena DC.	ヒマワリヒヨドリ属
	Conoclinium DC.	コノクリニウム属
	Cronquistianthus R. M. King & H. Rob.	クロンクイスティアンツス属
	Eutrochium Raf.	エウトロキウム属
	Fleischmannia Sch. Bip.	フレイシュマンニア属
	Praxelis Cass.	プラクセリス属
	Viereckia R. M. King & H. Rob.	ウィーレクキア属

（略）	ホトトギス属
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（略）	バンダ属
（新設）	（新設）
（略）	（略）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　名	和　名
（略）		
CLASS 218	（略）	（略）
	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　種苗法第二十一条第二項の農業を営む者で政令で定めるものが、この省令の施行前に、この省令による改正後の種苗法施行規則別表第三に掲げる植物に属する登録品種等（同法第二十一条第二項に規定する登録品種等をいう。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いた場合には、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品に係る育成者権の効力については、なお従前の例による。